

令和7年度

パラスポーツ推進プロジェクト

(パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に関する  
調査研究事業)

仕 様 書

令和7年1月23日

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

## 1 事業名

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に関する調査研究事業）」

## 2 事業の目的

スポーツ団体はスポーツ振興の中心的な担い手である一方、パラスポーツ団体の多くは財務的にも人人体制的にも小規模であり、十分な活動ができていない。

また、パラスポーツ団体と民間企業との関係については、企業が財政的に支えるという関係だけではなく、パラスポーツ団体が民間企業と共にSDGsなど社会課題を共に解決するパートナーとして、パラスポーツの持つ価値を活用して共にビジネスを展開したり、中央競技団体と企業が連携して企画・運営することで全国各地で取組が行われたりするような事例も見られつつある。

一方で、他団体や民間企業との連携を新たに進めるにしても、その前提となる経営戦略（ビジョン）を策定するにしても、それらを構想・推進する人材が不足している状況であり、財政支援だけでは必ずしも課題の解消には繋がらない。

こうした状況を踏まえ、スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループの最終報告書（令和6年7月25日公表）（※）においては、「障害者スポーツ団体の基盤強化を促進するため、他のスポーツ団体や企業その他の団体との連携や、その前提となる経営戦略の策定などを構想・推進する人材の確保に資するような施策として、例えば、民間企業からの出向者の派遣（障害者スポーツ団体側の受入）を促進させる仕組みを検討すべき」との提言がなされた。

これらのことから、本事業は、上記の提言を踏まえ、パラスポーツ団体に対し、企業からの出向を促進するに当たっての課題や事例の収集を行い、円滑に促進される仕組みの検討を行うことを目的として、実施する。

（※）スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 最終報告書

[https://www.next.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/001\\_index/bunkabukai006/toushin/jsa\\_00001.html](https://www.next.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai006/toushin/jsa_00001.html)

## 3 成果物

### （1）報告書

本事業による調査研究の結果をとりまとめた報告書の印刷物（原則としてA4版とすること。）を3部納品すること。

なお、報告書のとりまとめに当たっては、課題解決に向けた分析や、今後の施策の推進の参考となるポイントについても記載するとともに、将来的に我が国において構築されるべき企業からパラスポーツ団体への出向促進の枠組みに係る提案を盛り込むこと。また、報告書の内容を概ね1～2頁程度（調査研究の全体概要1枚、調査結果まとめ1枚程度を想定。Microsoft Power Point形式により作成するものとする。）にまとめたサマリーを報告書中に盛り込むこと。なお、当該内容については、スポーツ庁に事前に協議を行うこと。

### （2）事業関連ドキュメント

報告書及び本事業において開催した会議の資料、議事録、事例の収集の際に得られたアンケート調査結果やヒアリングの概要、その他関連して作成・取得した資料一式のドキュメントデータ

(Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point で読み可能な形式又は PDF 形式) を提出すること。

#### 4 委託契約期間

契約を締結した日～令和 8 年 3 月 31 日 (火)

#### 5 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日 (火)

#### 6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号中央合同庁舎第 7 号館  
スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室 (東館 13 階)

#### 7 事業の内容

パラスポーツ団体に対し、企業からの出向を促進するに当たっての課題や事例の収集を行い、円滑に促進される仕組みの検討を行うこととする。なお、事業の実施内容については、以下の項目を必ず含めることとするが、それ以外の実施内容 (事業の目的に沿ったものに限る。) を含めることを排除するものではなく、円滑かつ効果的に事業を遂行する観点で追加提案することは可能とする。

##### (1) 企業からの出向の試行

パラスポーツ団体に対する企業からの出向について、実際に複数のパラスポーツ団体に対し、試行的に実施する。試行するパラスポーツ団体の数は 5 団体以上とし、出向期間は数か月程度とする。契約開始後、可能な限り試行する団体数を分散させることとし、かつ、契約終了日より前には必ず予定している試行が全て終了することとする。具体的には、以下の事項について行うこと。

- ・ パラスポーツ団体に対する事前説明会の実施
- ・ 出向を受け入れるパラスポーツ団体の選定
- ・ 出向前から出向終了までの間のパラスポーツ団体に対するサポート (出向者が実施する業務内容の整理、企業からの出向中のフォローアップ等)
- ・ パラスポーツ団体に対して出向する企業の選定。ただし、企業の選定に当たっては、必要に応じ、企業が出向する既存の仕組みを活用して差支えない。
- ・ 出向終了後における、出向を受け入れたパラスポーツ団体、出向を行った企業に対するアンケート又はヒアリングの実施 (調査方法や調査項目については、(3) の有識者委員会において議論の上決定すること)

※ 契約後に、事業計画書に記載のない事項を実施する場合は、スポーツ庁に事前に協議を行うこと。

##### (2) アンケート調査の実施

パラスポーツ団体に対する企業からの出向が、円滑に促進される仕組みを構築するに当たって、企業やパラスポーツ団体が抱える課題やニーズ等について、アンケート調査を行う。

アンケート実施数は、パラスポーツ団体が 80 団体以上、企業が 500 社以上とすること。

なお、調査方法や調査項目については、(3) の有識者委員会において議論の上決定すること。

### (3) 有識者委員会の運営

アンケート調査やヒアリングの実施、結果の取りまとめに当たり、パラスポーツ団体の経営や企業の人材マネジメントについて専門的な知見を有する者等で構成される検討委員会またはそれに準ずる方式で、本調査の進め方について、進ちょく状況に応じて意見を聴取し、調査の実施に活用すること。有識者委員会の構成は3名以上、開催数は3回以上（例：6～8月、9～12月、1～3月に各1回）とする。なお、有識者の選定や人数については、スポーツ庁と協議の上決定すること。

### (4) 報告書及びサマリーの作成

(1) から (3) までの成果と、これらの成果を踏まえた円滑な出向の仕組みの在り方について、報告書にまとめること。円滑な出向の仕組みの在り方については、少なくとも、以下の観点を整理すること。また、3 (1) に記載しているとおり、報告書のサマリーを併せて作成すること。

- ・ パラスポーツ団体が、企業からの出向を円滑に受け入れるためにはどのようにすればよいか。
- ・ 企業が、従業員のパラスポーツ団体への出向を判断するうえで、どのような仕組みが効果的か。
- ・ パラスポーツ団体に出向する者にとって、必要な支援はどういったものか。

## 8 契約件数及び事業規模

(1) 契約件数：1件

(2) 事業規模：11,000千円（税込）を上限とする。

## 9 応札者に求められる要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

#### 1 調査業務の実施方針

##### 1-1 調査内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

## 1-2 調査方法の妥当性、独創性

\* 1-2-1 調査研究の抽出・分析方法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

\* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

## 1-3 作業計画の妥当性、効率性

\* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

## 2 組織の経験・能力

### 2-1 組織の類似調査研究業務の経験

\* 2-1-1 過去に類似の業務（出向などパラスポーツ団体の活動に企業関係者が参画する活動促進への支援）を実施した実績があること。

### 2-2 組織の調査実施能力

\* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕

2-2-2 当該団体がパラスポーツ団体の活動を協働して実施した実績がある場合は加点する。  
なお、国等からの助成事業等の管理・統括団体として助成金の分配等に関わったのみである場合など、パラスポーツ団体の具体的な活動を連携して実施したとは言えないものは含めない。

\* 2-2-3 事業を実施するうえで適切な財務基盤、経理能力を有していること。

### 2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば望ましい。

## 3 業務従事予定者の経験・能力

### 3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に類似の業務（パラスポーツ団体や企業の出向促進への支援）に従事した実績があること。

### 3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

\* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有している場合に加点する。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階3
- ・プラチナえるぼし認定企業

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）

・トライくるみん認定

・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））

・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）

・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定

等に準じて加点する。

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応募者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

○ 中小企業等においては、「給与総額」とする。

○ 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

#### 11 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

#### 12 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

#### 13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1-の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

#### 14 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企

業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) 令和7年2月ごろにスポーツ庁において調査結果に係る速報値を公表する予定であるところ、公表に必要な資料についても、スポーツ庁と適宜協議の上、作成すること。
- (3) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツ  
団体に対する企業からの出向促進に関する調査研究）」

総合評価基準

令和7年1月23日

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

本資料は、スポーツ庁が調達する令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に関する調査研究）」を実施するための委託事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

### 1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

### 2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等がスポーツ庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50点	100点	150点

### 4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
  - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
  - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和7年度「令和7年度パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に係る調査研究）」に係る評価項目及び得点配分基準

\*：必須の項目 ●：価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	<b>1 調査業務の実施方針 [50点]</b>	<b>24</b>	<b>26</b>
	1-1 調査内容の妥当性、独創性	7	6
●	* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	4	6
	* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。	3	
	1-2 調査方法の妥当性、独創性	7	13
●	* 1-2-1 調査研究の抽出・分析方法が妥当であること。 〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	4	13
	* 1-2-2 調査内容・調査手法が明確であること。	3	
	1-3 作業計画の妥当性、効率性	10	7
●	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	10	7
	<b>2 組織の経験・能力 [27点]</b>	<b>8</b>	<b>19</b>
	2-1 組織の類似調査研究事業の経験		6
	* 2-1-1 過去に類似の業務 （出向などパラスポーツ団体の活動に企業関係者が参画する活動促進への支援）を実施した実績があること。		6
	2-2 組織の調査実施能力	8	10
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。 〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	2-2-2 当該団体がパラスポーツ団体の活動を協働して実施した実績がある場合は加点する。なお、国等からの助成事業等の管理・統括団体として助成金の分配等に関わったのみである場合など、パラスポーツ団体の具体的な活動を連携して実施したとは言えないものは含めない。		5
	* 2-2-3 事業を実施するうえで適切な財務基盤、経理能力を有していること。	3	
	2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制	0	3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれている場合に加点する。		3
	<b>3 業務従事予定者の経験・能力 [13点]</b>	<b>3</b>	<b>10</b>
	3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験	0	5
	3-1-1 過去に類似の業務〔パラスポーツ団体や企業の出向促進への支援〕に従事した実績があること。		5
	3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	3	5
	* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。	3	
	3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有している場合に加点する。		5

	<b>4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [ 5 点]</b>		<b>5</b>
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。 [ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づく認定を受けていること。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
	<b>5 賃上げを実施する企業に関する指標 [ 5 点]</b>		<b>5</b>
	5-1 賃上げの表明		5
	以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする） 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		5
	<b>合 計 [ 1 0 0 点]</b>	<b>35</b>	<b>65</b>

※ 価格点：技術点 = 50点：100点

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入を行わずに合計点数を算出する。

令和7年度「令和7年度パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に係る調査研究）」に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
<b>1 調査業務の実施方針</b>			
* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	6	2	1
* 1-2-1 事業成果を高めるための工夫について	13	5	2
* 1-3-1 作業の日程・手順等の効率性について	7	3	1
<b>2 組織の経験・能力</b>			
* 2-1-1 過去に類似の業務（出向などパラスポーツ団体の活動に企業関係者が参画する活動促進への支援）を実施した実績があること。	6	3	1
* 2-2-1 事業を遂行する人員・設備がより手厚く配置されていること。	5	3	1
2-2-2 当該団体がパラスポーツ団体の活動を協働して実施した実績があること。なお、国等からの助成事業等の管理・統括団体として助成金の分配等に関わったのみである場合など、パラスポーツ団体の具体的な活動を連携して実施したとは言えないものは含めない。	5	3	1
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	3	2	1
<b>3 業務従事予定者の経験・能力</b>			
3-1-1 類似の調査業務に従事した実績の内容について	5	2	1
3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していること。	5	2	1

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等について	
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるばし認定企業）等	
・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2
・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3
・ 認定段階3	4
・ プラチナえるばし認定企業	5
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代訪）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	
・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）	2
・ トライくるみん認定	3
・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））	3
・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）	3
・ プラチナくるみん認定	5
・ プラチナくるみん認定	5
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	
・ ユースエール認定	4
○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づく認定	
・ スポーツエールカンパニー認定 = 2点 スポーツエールカンパニー+（プラス） = 3点 Bronze（ブロンズ）認定 = 3点 Bronze+（ブロンズプラス）認定 = 4点 Silver（シルバー）認定 = 4点 Silver+（シルバープラス）認定 = 5点	5
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
5 賃上げを実施する企業に関する指標	
5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
5-1-2 令和4年4月以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5